

**噴火時等の具体的で
実践的な避難計画策定の手引き
【第2版】**

【ダイジェスト版】

令和3年5月

内閣府（防災担当）

<目次>

【はじめに】

| | |
|-------------|---|
| 1. 手引き作成の目的 | 1 |
| 2. 手引きの位置づけ | 1 |
| 3. 手引きの構成 | 1 |

【解説編】

| | |
|------------------------------|---|
| 1. 活動火山対策特別措置法における「避難計画」について | 1 |
| 2. 噴火警戒レベルと火山災害における防災対応 | 3 |
| 3. 具体的で実践的な避難計画とは | 3 |
| 4. 避難計画策定にあたっての留意点 | 3 |
| 5. 手引きの活用方法 | 4 |

【計画策定編】

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項の検討 | 6 |
| 1. 火山現象と対象地域 | 6 |
| 2. 噴火シナリオと避難計画 | 6 |
| 3. 避難の基本的な方針 | 7 |
| 第2章 事前対策 | 8 |
| 1. 防災体制の構築 | 8 |
| 2. 情報伝達体制の構築 | 8 |
| 3. 避難のための事前対策 | 10 |
| 4. 救助体制の構築 | 11 |
| 5. 避難促進施設 | 12 |
| 6. 合同会議等 | 12 |
| 第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ） | 13 |
| 1. 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応 | 13 |
| 2. 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応 | 17 |
| 3. 広域一時滞在等 | 21 |
| 4. 救助活動 | 22 |
| 5. 災害対策基本法に基づく警戒区域 | 23 |
| 6. 報道機関への対応 | 23 |
| 第4章 緊急フェーズ後の対応 | 25 |
| 1. 避難の長期化に備えた対策 | 25 |
| 2. 風評被害対策 | 25 |
| 3. 避難指示等解除、一時立入等の対応 | 25 |
| 第5章 平常時からの防災啓発と訓練 | 27 |
| 1. 防災啓発と学校での防災教育 | 27 |
| 2. 防災訓練 | 27 |

※ 本ダイジェスト版は、手引きから「はじめに」、「解説編」、「計画策定編」の主要な部分を抜粋し分かりやすくとりまとめたものである。詳細な内容や「参考資料（火山防災の基礎知識、事例集）」については手引き本体を参照していただきたい。

【はじめに】

1. 手引き作成の目的

- 本手引きは、各火山ごとに設置される火山防災協議会において、都道府県、市町村間で整合のとれた、具体的で実践的な避難計画を作成する際に参考になるよう作成したものである。
- 内容としては、実際に住民等の避難対応を担う市町村が行う事項を中心に、火山防災協議会の構成機関が行う事項について解説した。

2. 手引きの位置づけ

- 本手引きは、改正された活動火山対策特別措置法（以下、「活火山法」という。）や、同法に基づく「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を踏まえ平成 28 年 12 月に改定した。
- また、災害対策基本法の改正を踏まえ令和 3 年 5 月に改定した。

3. 手引きの構成

- 本手引きは、「解説編」、「計画策定編」、「参考資料（火山防災の基礎知識、事例集）」から構成されている。

【解説編】

1. 活動火山対策特別措置法における「避難計画」について

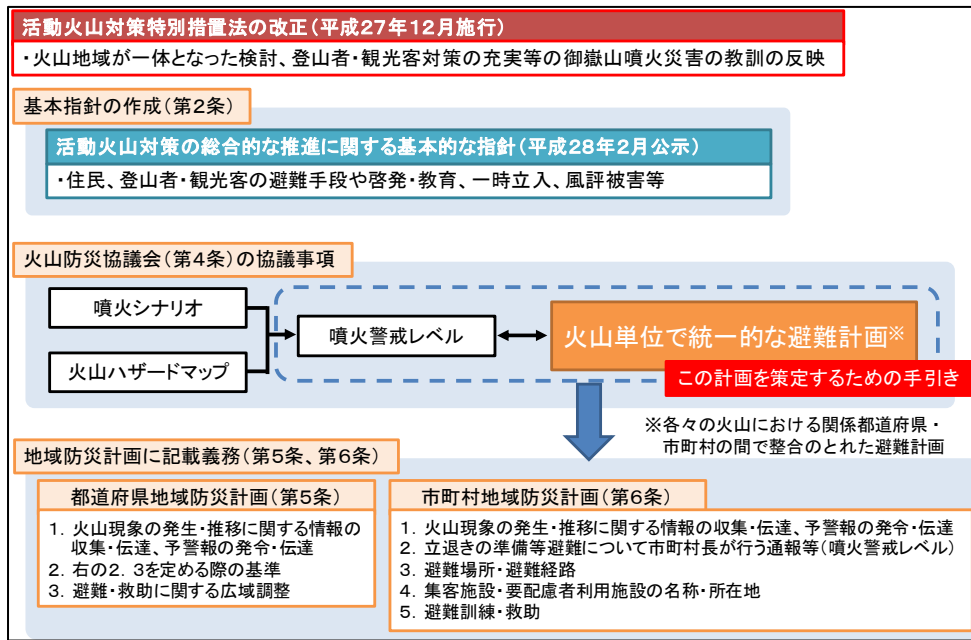
(1) 活動火山対策特別措置法の改正について

- 平成 26 年 9 月 27 日に発生した御嶽山噴火等を踏まえ、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）が改正され、平成 27 年 12 月に施行された。
- 改正した活火山法により、火山災害警戒地域である都道府県及び市町村は、気象庁や地方整備局、警察、消防、自衛隊、火山専門家、その他関係機関が参加する「火山防災協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、本協議会において火山防災対策を検討することとなった。

(2) 警戒避難体制の整備について

- 火山地域の関係者が一堂に会した協議会において、「噴火シナリオ」と「火山ハザードマップ」の検討とともに、噴火活動の段階に応じた防災対応を定めた「噴火警戒レベル」について検討した上で、具体的・実践的かつ複数都道府県・市町村の間で整合のとれた「火山単位の統一的な避難計画」（以下「避難計画」という。）等について検討し、一連の警戒避難体制の整備について協議する。
- 「避難計画」を実効性のあるものとするため、当該都道府県や市町村の地域防災計画に定めるものとする。

《本手引きで作成する「避難計画」と都道府県・市町村地域防災計画の関係》



(3) 火山災害の特殊性

- 頻繁に噴火を繰り返す火山の数は多くないため、一般に噴火を経験したことがある行政職員や火山地域の住民等のごく一部に限られる。また、発生する現象や噴火規模が変化しながら継続することがあるため、噴火による被害を想定することは容易でない。
- このため、噴火前に的確な予測をすることが困難であるという前提に立ち、平常時の防災対策や警戒避難体制を整備しておく必要がある。

(4) 協議会と構成員の役割

- 協議会は、活火山法上、平常時に警戒避難体制を検討することを目的とした組織であるが、噴火時等、関係機関が一体となって対応が必要な場合において、協議会を防災対応の共同検討の場として活用することや協議会のネットワークを活用して関係者と調整することは有用である。

(5) 「避難促進施設」と「避難確保計画」について

- 市町村は、火口からの距離等施設の位置や、利用者数等施設の規模、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を「避難促進施設」として市町村地域防災計画に位置付け、当該施設は、「避難確保計画」を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備する必要がある。

(6) 「避難計画」と「避難確保計画」について

- 「避難計画」は、住民、登山者等あらゆる者を対象に火山地域全体の避難対応を定めたもので、その内、避難促進施設の詳細な対応については、避難促進施設が作成する「避難確保計画」で定めることとしている。また、登山者・観光客の円滑な避難等の実施のためには「避難確保計画」は「避難計画」と整合している必要がある。噴火時には市町村と施設は綿密に連携しながら避難等を行う必要がある。
- 施設に対して市町村等は「避難確保計画」の作成の支援を行う。

2. 噴火警戒レベルと火山災害における防災対応

- 気象庁は、火山の活動状況を5段階に区分し、避難等の具体的な防災行動に結びつくよう、各レベルにキーワードを設定した噴火警戒レベルを、平成19年より運用している。

<噴火警戒レベル>

| 種別 | 名称 | 対象範囲 | レベルとキーワード | | 説明 | | |
|----------|--------------------------------|----------------------------------|------------------|---------|---|---|---|
| | | | レベルとキーワード | 火山活動の状況 | 住民等の行動 | 登山者・入山者への対応 | |
| 特別 警報 | 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報 | 居住地域 及び それより 火口側 | レベル3 避難 | | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。 | 危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。 | |
| | | | レベル4 避難準備 | | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。 | 警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。 | |
| 警報 | 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報 | 火口から 居住地域 近くまで 火口周辺 | レベル3 入山規制 | | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 | 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。 |
| | | | レベル2 火口周辺規制 | | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 通常の生活。 | 火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。 |
| 予報 | 噴火予報 | 火口内等 | レベル1 活火山であることに留意 | | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。 | 通常の生活。 | 特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。 |

※噴火警戒レベル4のキーワードは、市町村が発令する「高齢者等避難」〔出典：気象庁ホームページ〕と整合するよう、今後「避難準備」から「高齢者等避難」に変更する予定。

3. 具体的で実践的な避難計画とは

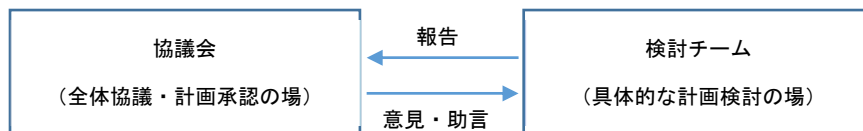
- 平成24年3月に作成された手引きでは、具体的な避難計画として、「いつ」「どこから誰が」「どこへ」「どうやって」の4つの基本要素から、必要な事項が定められた。
- 今回の手引き改定において、具体的な避難計画にさらに充実すべき計画内容を次に示す。
 - 登山者等対策
 - 噴火シナリオや噴火警戒レベル等に応じた避難計画
 - 協議会、都道府県、市町村等の役割
 - 避難促進施設の避難対策

4. 避難計画策定にあたっての留意点

(1) 避難計画検討体制の構築

- 検討チーム(コアグループ、検討部会など)を立ち上げるなど、効率的に進める体制を構築する。

《検討体制の例》



- 検討チームは、住民等の避難に深く関与する以下の機関を中心に形成することが望まれる。
 - 都道府県及び市町村
 - 気象庁
 - 地方整備局
 - 警察、消防、自衛隊

・火山専門家

(2) 火山もしくは火山地域の特徴を踏まえた留意事項の確認

- ・本手引きでは、火山地域に共通する標準的な事項を中心に記載しているが、地域特性に応じた避難計画上の留意事項についても特に重要なものは記載することとした。

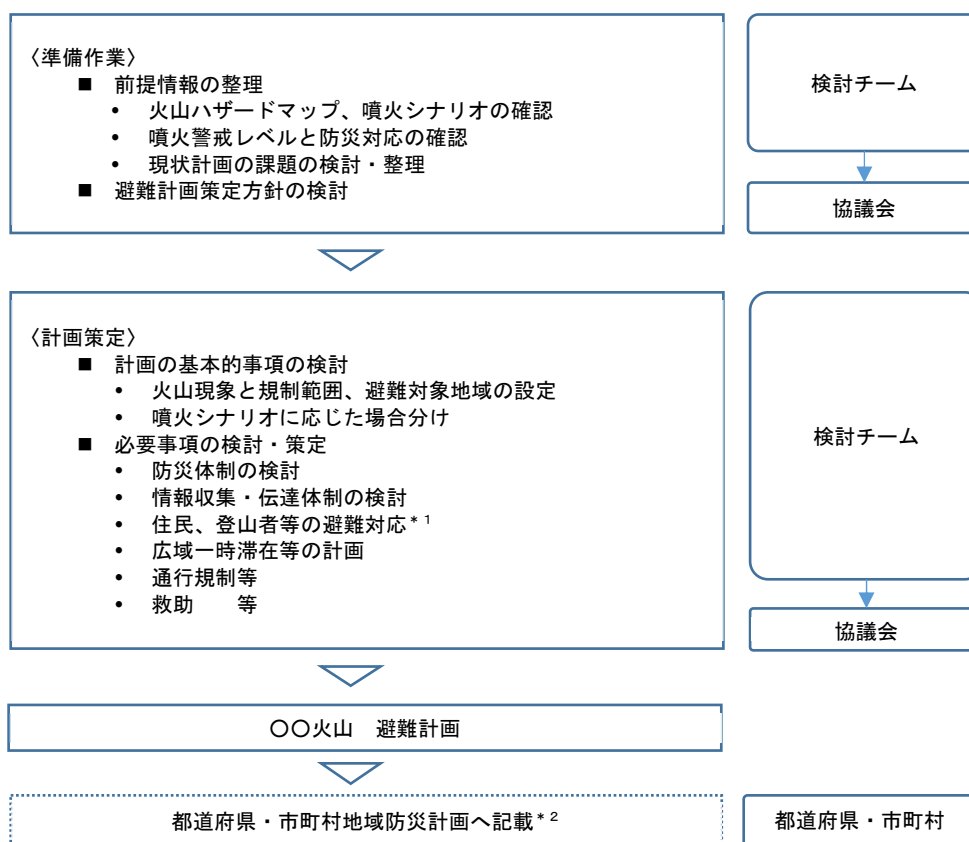
(3) 避難訓練の実施と避難計画の見直し

- ・避難計画がより実践的なものになるよう、図上訓練や避難訓練等を通じて避難計画を検証し見直すことが必要である。

5. 手引きの活用方法

(1) 具体的な避難計画の検討・策定の進め方

《避難計画検討作業の流れ（例）》



* 1 避難対応については、避難確保計画を作成する避難促進施設等との協議を踏まえ、検討する必要がある。

* 2 基本的には協議会で作成した避難計画のうち、自らの地域の該当部分を地域防災計画に記載する。協議会の避難計画を地域防災計画に添付することも考えられる。

(2) 計画策定編の活用

- 「計画策定編」は、避難計画に定めるべき項目ごとに、重要となる事項やポイントなる点を示すとともに、「解説」を記載し、さらに、火山または火山地域の特性に応じて特に留意すべき点等があれば、「地域特性に応じた留意事項」として記載する構成となっている。

<計画策定編の例>

重要となる事項やポイント

解説

地域特性に応じた留意事項

(1) 異常現象の通報または臨時的解説情報が発表された場合

異常現象の通報または臨時的解説情報が発表された場合、協議会の構成機関は、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。

① 協議会の構成機関の体制

異常現象の通報または臨時的解説情報が発表された場合、協議会の構成機関は、情報の共有を図り、防災対応が必要と判断した場合、平常時の体制から防災体制に移行し、情報収集・伝達を強化するとともに、火口周辺規制等の必要な防災対応をとる。

<解説>

- 市町村は、異常現象の通報や臨時的解説情報が発表された場合、情報の収集と共有体制を強化し、協議会で防災対応について協議し、防災対応が必要と判断した場合、あらかじめ定められた防災体制（情報連絡体制など）をとり、火口周辺規制等の防災対応をとる。
- 都道府県は、異常現象の通報や臨時的解説情報が発表された場合、情報の収集と共有体制を強化し、協議会で防災対応について協議し、防災対応が必要と判断した場合、あらかじめ定められた防災体制（情報連絡体制など）をとり、火口周辺規制等の防災対応をとる。
- 協議会の構成機関においても、同様に情報収集と共有体制を強化し、防災対応の必要性について、都道府県及び市町村等と協議する。また、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、火口周辺規制や登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行う。また、市町村等が説明会等を開催する場合は、連携し対応する。
- なお、火口周辺規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2の対応を参照する(41 ページ)。

<地域特性に応じた留意事項>

- 登山者等が多い火山地域では、臨時的解説情報が出された場合、火口周辺規制等の実施について、協議会であらかじめ検討しておく、必要な場合は速やかに実施する。

② 情報収集・伝達

平常時よりも、さらに住民、登山者等への情報伝達体制を強化し、異常現象の通報または臨時的解説情報が発表されたことを周知徹底することが重要である。

<解説>

- 市町村は、気象庁から臨時的解説情報の発表等を受けた場合、関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。また、住民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時的解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう促す。
- 気象庁は、噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動を観測した場合、必要に応じて、その状況を関係機関に認識してもらうため、臨時的解説情報を発表し情報を共有する。異常現象の通報を受けた場合は、異常現象について確認し、必要に応じて、関係機関に伝達し注意を促す。
- 都道府県は、気象庁から臨時的解説情報の発表等の連絡を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対しても、異常現象が発生していることや臨時的解説

(3) 参考資料（火山防災の基礎知識、事例集）の活用

- 「参考資料（火山防災の基礎知識、事例集）」は、避難計画策定に必要な火山防災に関する基本的な事項について解説するとともに、避難計画や訓練、噴火時等の対応等、参考となる事例について紹介している。

【計画策定編】

第1章 計画の基本的事項の検討

避難計画を策定する上で、対象となる火山で想定される噴火シナリオや発生が考えられる火山現象とその影響が及ぶ地域などを整理しておくことが重要である。

1. 火山現象と対象地域

(1) 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、危険な火山現象の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に明示したもので、噴火に備えた避難計画を検討するための前提として重要である。

- ・ 協議会の構成機関は、火山ハザードマップで想定されている噴火規模について、協議会で認識を共有

(2) 計画の対象となる火山現象

避難計画の前提条件として、対象となる火山で想定されている火山現象を把握した上で、防災対応上重要度が高いものを避難計画の対象とすることが重要である。

- ・ 本手引きでは、避難までの時間的猶予がほとんどない現象で、防災対策上重要度の高いものとして、噴石、火砕流、融雪型火山泥流の3つの現象を避難計画の対象現象とすることが基本

(3) 火口周辺規制及び入山規制の範囲

火口周辺規制及び入山規制は、登山者等の安全を確保するために重要な対応である。

- ・ 協議会において、火山ハザードマップを踏まえ、規制範囲を設定

(4) 避難対象者と避難対象地域

避難計画では、その基本要素の一つとして「どこから誰が」を、あらかじめ定めておくことが重要である。

- ・ 協議会において、火山ハザードマップで想定されている噴火現象の影響範囲に基づき、避難対象地域について協議

<地域特性に応じた留意事項>

- ・ 積雪が予想される火山地域では、積雪期、非積雪期で発生する火山現象や影響範囲が異なる場合があるため、季節等の時期ごとに、避難対象地域を定めることが必要
- ・ 島しょ部の火山地域では、全島が避難対象地域となる場合がある。

2. 噴火シナリオと避難計画

(1) 噴火シナリオ

噴火シナリオとは、噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもので、噴火に備えた防災対策を検討するための前提として重要である。

(2) 噴火に至るまでの火山活動の推移に応じた避難計画の検討

避難計画を策定するにあたって、想定される噴火シナリオをもとに、避難計画を策定することが重要である。

なお、本手引きでは、以下の場合を想定している。

- ・ 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応
- ・ 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合の避難対応

- 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）
- 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル2又は3→5）

＜地域特性に応じた留意事項＞

- 火口近くに居住地域がある火山地域では、噴火警戒レベル1→5になることも想定し避難計画の検討が必要
- 積雪が予想される火山地域では、積雪の状況を想定した避難計画の検討が必要
- 島しょ部の火山地域では、船舶の活用が困難である悪天候時の対応も想定した検討が必要

3. 避難の基本的な方針

対象となる火山地域によって発生が予想される火山現象の種類、その影響範囲、安全な地域までの距離などが異なり、取るべき避難方法が異なってくる。そうした火山地域の特性を踏まえて、避難行動のとり方や避難方法についての基本的な方針を定め、具体的な避難計画の策定を進めていくことが重要である。

- 噴火時等の避難は、住民、登山者等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に退避することが基本

＜地域特性に応じた留意事項＞

- 噴石の影響範囲内に居住地域がある火山地域では、突発的噴火が発生した場合、噴石から身を守るために、避難場所等への緊急退避の実施についての検討が必要
- 積雪が予想される火山地域では、突発的噴火が発生した場合、融雪型火山泥流から身を守るために、高台や十分な高さがある堅牢な建物への垂直方向への緊急退避についての検討が必要
- 島しょ部の火山地域では、「島内避難」、「全島避難」についての検討が必要

第2章 事前対策

避難等の防災対応を確実に実施するため、事前に防災体制、情報収集伝達体制の整備や避難経路、避難所等の設定などを行っておくことが重要となる。

1. 防災体制の構築

噴火時等において、協議会の構成機関が、混乱なく迅速に情報伝達・共有や避難等の防災対応を実施できるように、あらかじめ、それぞれの役割を各機関相互で理解しておき、体制のとり方や防災対応の流れを定めておくことが重要である。

(1) 都道府県及び市町村等の防災体制

都道府県及び市町村は、噴火時等において、火山の活動状況に応じた防災体制をとり、避難等の防災対応にあたるため、体制をとるための基準を定めておくことが重要となる。また、その他の機関も同様である。

- 都道府県及び市町村は、以下の基準を設定
 - (ア) 情報連絡体制（情報連絡室の設置等）
 - (イ) 警戒体制（災害警戒本部の設置等）
 - (ウ) 非常体制（災害対策本部の設置等）

(2) 協議会の構成機関の役割

火山は、火山現象も広範囲に及ぶことが想定され、複数の市町村や都道府県の境界に存在することも多い。そのため、平常時から、各機関相互の情報共有体制を構築し、協議会等の共同検討体制により、避難計画等の検討・策定を行うことが重要である。

(3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理

都道府県や市町村、協議会の構成機関は、噴火時等において、迅速に、また相互に調整のとれた防災対応が実施できるように、噴火警戒レベルに応じた活動や役割を整理し、平常時から相互の役割を共有し理解しておくことが必要である。

(4) 広域一時滞在等の体制構築

火山現象が広範囲にわたって影響を及ぼすことが想定される火山地域では、住民等の避難について、特に避難者の輸送や避難先の確保等に関する体制をあらかじめ構築しておくことが重要である。

- 市町村、都道府県は、避難先市町村の選定・調整、避難者の輸送方法について協議

<地域特性に応じた留意事項>

- 島しょ部の火山地域では、全島避難が広域一時滞在等に相当。なお、市町村内の別の島への避難となる場合もある。

2. 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する情報の収集と整理

火山現象には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあり、住民、登山者等の避難においては、火山に関する情報の迅速かつ適切な収集が特に重要となる。

- 市町村は、火山に関して収集する情報とその発信元について整理

＜収集・整理する情報例＞

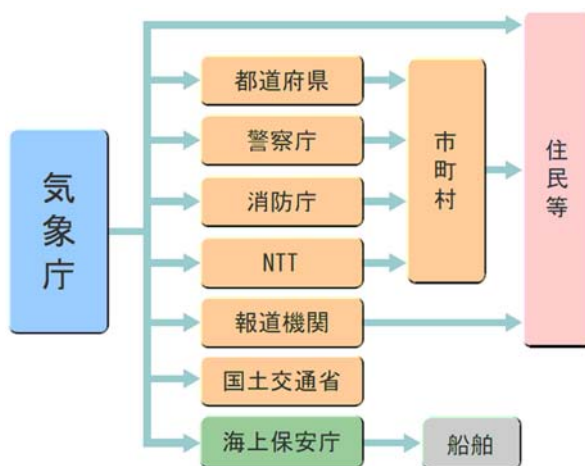
| 収集・整理する情報 | 情報内容 | 情報発信機関 |
|-------------------|--|--------|
| 噴火警報 | 生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報 | 気象庁 |
| 噴火警戒レベル | 火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの | 気象庁 |
| 火山の状況に関する解説情報（臨時） | 噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報 | 気象庁 |
| 火山の状況に関する解説情報 | 現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される情報 | 気象庁 |
| 噴火速報 | 噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとるために発表される情報 | 気象庁 |
| 降灰予報 | 噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るといふ事前の情報や噴火直後の速報も提供している | 気象庁 |
| 火山ガス予報 | 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域をお知らせする情報 | 気象庁 |
| 土砂災害緊急情報 | 緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報 | 国土交通省 |

(2) 協議会の構成機関における情報伝達・共有

都道府県、市町村等の協議会の構成機関は、火山活動の状況等火山に関する情報や避難等の対応に関する活動情報を相互に伝達し、情報共有を図ることが重要で、そのための情報伝達・共有体制を整備しておく。

- 気象庁は、都道府県、市町村等と日ごろから火山の監視・観測状況等の情報を交換

＜噴火警戒レベル等の火山情報の伝達系統図の例＞



〔出典：気象庁ホームページ〕

(3) 住民、登山者等への情報伝達と手段

① 住民等への情報伝達と手段

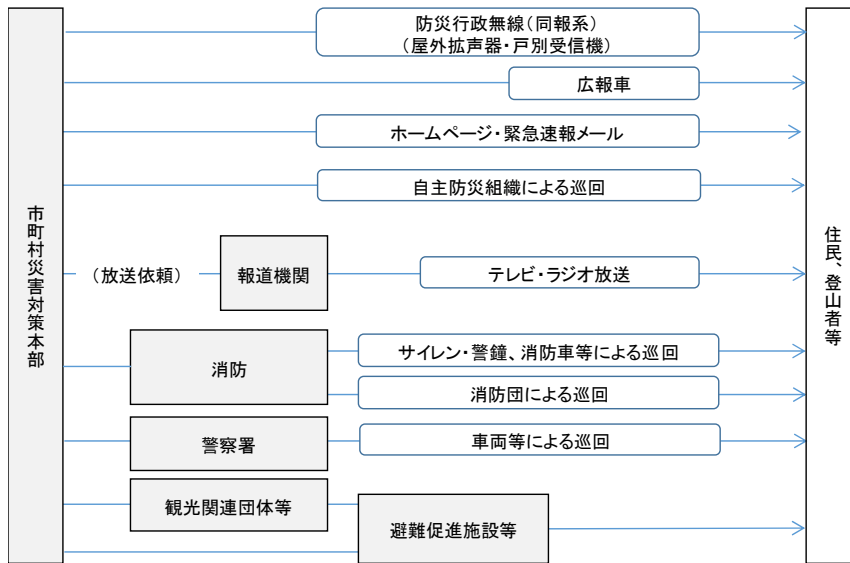
住民等の避難が迅速かつ円滑に実施されるためには、まず、住民等への情報伝達を確実に行うことが重要となる。

② 登山者等への情報伝達と手段

登山者等は、居住地域と比べて火口に近い場所に存在し、また、特定の観光施設に限らず広

範囲に存在することから、噴火時等における噴火警報や入山規制等の情報を迅速かつ適切に伝達することが重要となる。

〈住民、登山者等への情報伝達系統図の例〉

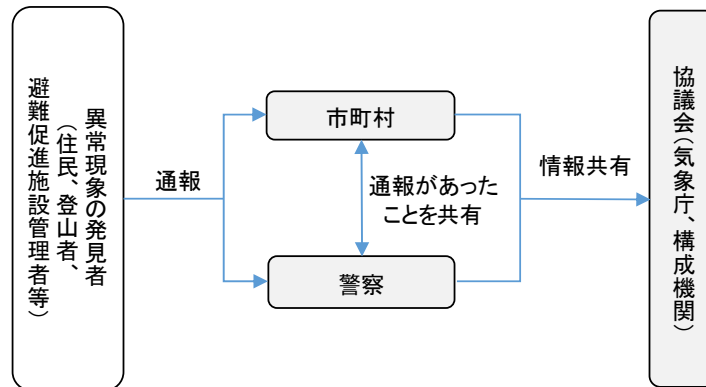


(4) 異常現象等の報告等

火山活動の変化等を早期に把握するためには、気象庁や大学・研究機関等の監視・観測データに加え、日頃、山を見ている人や住民、登山者等からの異常現象などの情報が、協議会の構成機関に速やかに伝達・共有されることが重要である。

- 市町村、警察等は、住民、登山者等からの異常現象の通報を受理した際の共有体制を確認

〈異常現象等の協議会内の伝達系統図の例〉



3. 避難のための事前対策

(1) 噴火警戒レベルと発令する避難指示等の基準

住民、登山者等の避難では、市町村長からの発令する避難指示等が、いかに的確に、また迅速に行われるかが極めて重要である。そのためにも、発令する避難指示等の基準を事前に明確に定めることが必要である。

- 市町村は、噴火警戒レベル等を踏まえ、以下の避難指示等の基準を設定
 - (ア) 入山規制実施の基準
 - (イ) 高齢者等避難発令の基準
 - (ウ) 避難指示発令の基準

(2) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所とは、噴火に伴い発生する火山現象等の危険が切迫した状況において、住民、登山者等が身を守るための場所として位置づけるものであり、市町村長が指定するものである。

- 市町村は、指定緊急避難場所を指定し、地域防災計画に設定
- 都道府県は、市町村が指定緊急避難場所に関する事項を定める際の基準となるべき事項を地域防災計画に設定

(3) 指定避難所の指定

指定避難所とは、噴火に伴い発生する火山現象の危険性がなくなるまで、住民等を必要な期間滞在させる、又は、火山現象等により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村長が指定するものである。

- 市町村は、火山ハザードマップ等を踏まえ、指定避難所を指定し、地域防災計画に設定
- 都道府県は、市町村が指定避難所に関する事項を定める際の基準となるべき事項を地域防災計画に設定

(4) 避難経路の設定

住民、登山者等の安全で、円滑な避難行動を確保するために、避難所等までの避難経路を明確にしておくことが必要である。

(5) 避難手段の確保

噴火時等の避難では、徒歩や自家用車等、各自の手段で行うことを基本とするが、移動手段のない人の避難、広域一時滞在等により多数の避難者の円滑な避難を行う場合には、市町村等が避難手段を確保する必要がある。

4. 救助体制の構築

短時間で居住地域に到達する噴火現象や、突発的な噴火の発生では、避難が間に合わず、逃げ遅れた者や死傷者が発生するおそれがある。そのため、各機関による救助活動が必要となるが、自らの身の安全を確保し、活動実施や撤退の判断、活動方法、安全管理などで、各機関の統一のとれた対応や協力関係を確保できるように、体制を構築しておくことが重要である。

(1) 救助に関する情報共有体制

救助活動が、各機関により効果的に、また安全に実施されるように、活動範囲や時間に関する情報共有体制、活動時の退避や撤退を周知するための緊急時の連絡体制等を定めておくことが必要である。

<地域特性に応じた留意事項>

- 島しょ部の火山地域や避難対象地域が海に面している火山地域では、救助活動において、海上自衛隊や海上保安庁との連携が重要

(2) 救助に関する資機材等

火山災害での救助には、他の災害と異なり特殊な資機材が必要となるため、事前に必要な資機材のリストアップ、その配備体制を確認しておくことが重要である。

(3) 医療体制

医療体制として、医療機関のリストアップや負傷者等の搬送体制を定めておくことが重要である。

- ・ 避難計画では、噴火災害における負傷者の治療が可能な医療機関の所在、連絡先等を整理

5. 避難促進施設

不特定多数の者が集まる施設や要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は利用者の安全を確保する必要がある。噴火警報や避難指示等市町村からの情報を住民、登山者等に確実に伝え、迅速かつ円滑に避難するためには、噴火時だけでなく平常時から行政と連携した取組が重要となる。

(1) 避難促進施設の指定

想定される火山現象の影響範囲内に位置する集客施設等を、火口近くに位置する施設や利用者が多い大規模な施設等、地域の実情を考慮した上で適切に指定条件を設定し、市町村が避難促進施設として指定することが重要である。

- ・ 市町村は、火口からの距離等施設の位置や利用者数等施設の規模、その他地域の実情を考慮し、集客施設等を避難促進施設として、地域防災計画に指定

(2) 避難確保計画作成の支援

市町村は、避難促進施設との協議の場を設けるなど、避難計画との整合のとれた避難確保計画となるよう、その作成支援にあたる。

- ・ 避難促進施設は、避難確保計画の作成にあたって、単体施設として避難確保計画を作成するか、複数の施設が共同して地区一体の避難確保計画を作成するかの検討が必要

6. 合同会議等

国は、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報の交換や、関係機関が実施する応急対策について相互に協力するため、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される合同会議等を、必要に応じて開催する。

協議会の構成機関は、この合同会議等で国と緊密に連携を図ることが重要である。

- ・ 国は、必要に応じて、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議または火山災害対策合同会議を開催
- ・ 協議会の構成機関は、合同会議等が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議

<国の体制>

| 警報 | 噴火警戒レベル | 現地の体制 | 官邸等の体制 |
|----------------|----------------|---|---|
| 噴火警報 (特別警報) | レベル5 (避難) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急災害現地对策本部、非常災害現地对策本部、特定災害現地对策本部又は政府現地本部室 ・ 火山災害警戒合同会議又は火山災害対策合同会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急災害対策本部、非常災害対策本部又は特定災害対策本部 |
| | レベル4 (避難準備) | | |
| 火山周辺警報 | レベル3 (入山規制) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山災害現地連絡室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁災害警戒会議 |

※噴火警戒レベル4のキーワードは、市町村が発令する「高齢者等避難」と整合するよう、今後「避難準備」から「高齢者等避難」に変更する予定。

<地域特性に応じた留意事項>

- ・ 火口が複数想定される火山地域では、合同会議の開催場所（候補地）について複数個所の選定が必要

第3章 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

噴火警戒レベルの引上げや異常現象の発生時、噴火した際などにおいて、迅速かつ円滑な防災対応がとれるように、情報収集・伝達、入山規制、避難誘導、避難促進施設への支援、救助などの対応をあらかじめ避難計画に定めておくことが重要である。

1. 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

噴火警戒レベルが引き上げられた場合、そのレベルに応じて、規制や避難等の防災対応を行えるよう、次ページの防災対応の流れを参考に、市町村等の対応項目を整理しておくことが重要である。

ただし、実際には、噴火警戒レベルは、必ずしも順番に引き上げられるわけではないことにも注意する。

(1) 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合

異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合、協議会の構成機関は、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。

① 協議会の構成機関の体制

異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合、協議会の構成機関は、情報の共有を図り、防災対応が必要と判断した場合、平常時の体制から防災体制に移行し、情報収集・伝達を強化するとともに、火口周辺規制等の必要な防災対応をとる。

<地域特性に応じた留意事項>

- ・ 登山者等が多い火山地域では、臨時の解説情報が出された場合の火口周辺規制等の実施について、協議会であらかじめ検討し実施することが必要

② 情報収集・伝達

平常時よりも、さらに住民、登山者等への情報伝達体制を強化し、異常現象の通報または臨時の解説情報が発表されたことを周知徹底することが重要である。

(2) 噴火警戒レベル2の場合

噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、協議会の構成機関は、火口周辺規制の実施、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど必要な防災対応について協議し、対応にあたる。

① 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、協議会の構成機関は、必要な防災体制をとり、情報収集・伝達体制を強化し、防災対応にあたる。

② 情報収集・伝達

住民、登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことや火口周辺規制の実施について、周知徹底することが重要である。

- ・ 市町村、都道府県、警察等は、連携し、登山届等から登山者等の情報を収集するとともに、協議会の構成機関で情報を共有

③ 火口周辺規制

火口周辺規制は、登山者等の安全を確保するため、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、速やかに実施することが重要である。

④ 登山者等の避難誘導

火口周辺規制実施後、規制範囲内にいる登山者等を、規制範囲外へ避難させる必要がある。そのため、登山者等に対して、避難の呼びかけなど避難誘導を行うことが重要である。

⑤ 避難促進施設による避難誘導

火口周辺規制の範囲内に位置する避難促進施設は、避難者の状況について市町村と情報共有し、市町村の支援のもと、避難誘導にあたることが重要である。

(3) 噴火警戒レベル3の場合

噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、協議会の構成機関は、入山規制の実施、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導することなど必要な防災対応について協議し、対応にあたる。

① 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、協議会の構成機関は、必要な防災体制をとり、情報収集・伝達体制を強化するとともに、防災対応について協議し、その対応にあたる。

② 情報収集・伝達

住民、登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことや入山規制の実施について、周知徹底することが重要である。

- 市町村、都道府県、警察等は、連携し、登山届等から登山者等の情報を収集するとともに、協議会の構成機関で情報を共有

③ 入山規制

入山規制は、登山者等の安全を確保するため、噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、速やかに実施することが重要である。

④ 登山者等の避難誘導

入山規制実施後、規制範囲内にいる登山者等を、規制範囲外へ避難させる必要がある。そのため、登山者等に対して、避難の呼びかけなど避難誘導を行うことが重要である。

⑤ 要配慮者の避難の準備

避難行動に時間がかかる要配慮者は、早めに避難の準備を行うことが重要である。

⑥ 避難促進施設による避難誘導

入山規制の範囲内に位置する避難促進施設は、避難者の状況について市町村と情報共有し、市町村の支援のもと、避難誘導にあたることが重要である。

(4) 噴火警戒レベル4の場合

噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、市町村は関係機関と協議し、避難対象地域に対して高齢者等避難を発令するとともに、要配慮者の避難誘導を優先して行う。また、避難対象地域の住民に対

し避難の準備を呼びかける。

① 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、協議会の構成機関は、必要な防災体制をとり相互の連携を強化し、情報収集・伝達を行い、要配慮者の避難や住民等の避難の準備等必要な防災対応について協議し、その対応にあたる。

② 情報収集・伝達

住民等への情報伝達体制を強化し、噴火警戒レベルが4に引き上げられたことや高齢者等避難の発令について、周知徹底することが重要である。

③ 避難所等の開設等

噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、高齢者等避難の発令に続き、(噴火警戒レベル5で)避難指示の発令が考えられるため、この段階で、今後開設が想定される避難所等における開設準備を行うことが重要である。

④ 要配慮者の避難誘導・住民等の避難の準備

噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、高齢者等避難が発令され、要配慮者には避難を呼びかけ、住民等には避難の準備を求めることになる。こうした対応を混乱なく行うことが重要となる。

⑤ 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

観光客等が避難対象地域にいる場合、避難誘導や避難所等での受入れにおいて、市町村等には、大きな負担がかかることが考えられる。

そこで、噴火警戒レベル5になる前に、観光客等の帰宅支援を行い、その負担を軽減させることが重要である。

⑥ 避難促進施設による避難誘導

居住地域に位置し、要配慮者が利用する避難促進施設は、高齢者等避難の発令等にともない、市町村とも連携し、利用者の避難誘導を行うことが重要となる。

(5) 噴火警戒レベル5の場合

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、市町村は、避難対象地域に対して避難指示を発令し、住民等の避難誘導を行う。

① 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合、協議会の構成機関は、非常体制をとるなど、情報収集・伝達を行い、避難等の防災対応にあたる。また、国等の機関との連携を図るためにも、合同会議等の協議体制をとることが重要となる。

② 情報収集・伝達

住民等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示について、周知徹底することが重要である。

③ 通行規制等

避難対象地域への一般車両の流入制限など、住民等の避難誘導を円滑に行うための通行規制等を実施することが重要である。

④ 避難所等の開設

噴火警戒レベルが5に引き上げられ、避難指示が発令された場合、速やかに避難所等を開設し、避難者の受入れを行うことが必要である。

なお、避難所等の選定や確保については、自主避難者や要配慮者への対応、長期の避難生活に留意することが重要である。

⑤ 住民等の避難誘導

噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合、混乱なく円滑に、避難誘導を行うことが重要である。

- 市町村は、避難対象地域に対して避難指示を発令し、避難誘導を実施

⑥ 避難促進施設による避難誘導

居住地域に位置する避難促進施設は、市町村の避難指示等に基づき、市町村の支援のもと、避難誘導を行うことが重要となる。

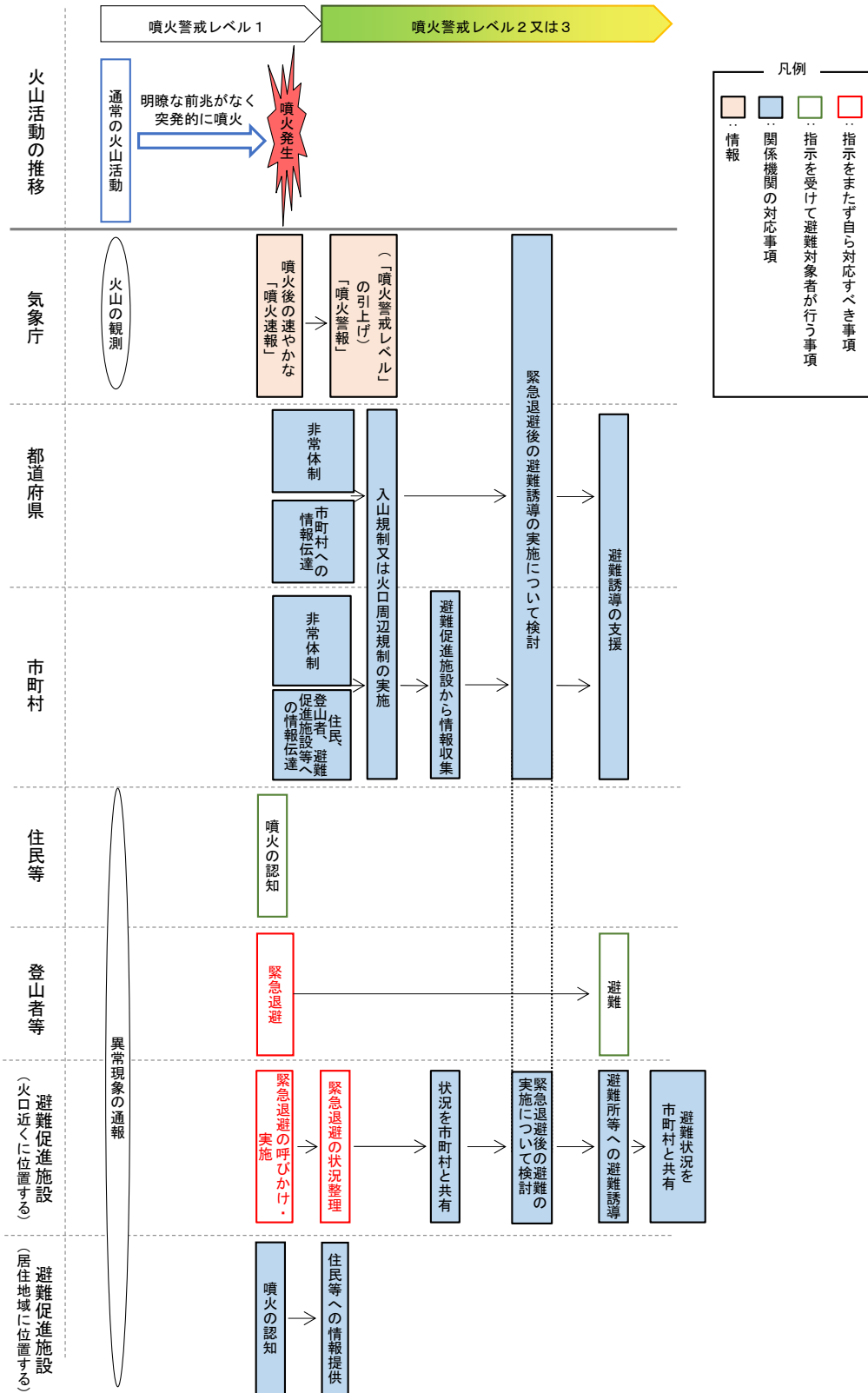
2. 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(1) 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）

突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）、協議会の構成機関は、速やかに火山活動の状況を共有し、その情報をもとに協議の上、火口周辺規制（もしくは入山規制）を実施するとともに、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなどの対応を行うことになる。

次ページの防災対応の流れを参考に、市町村等の対応項目を整理しておくことが重要である。

突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）



※ここでは比較的小規模な突発的噴火を想定している。しかし、噴火直後、居住地域まで影響が及んでいるか分からない場合もあり、初動時には注意を要する。
 ※居住地域まで影響が及んでいることが判明した場合、噴火警戒レベルは1→5となり、その場合は別紙「噴火警戒レベル2又は3→5」の対応に準じた対応が必要。
 ※この図は、火山活動の推移に応じ、市町村や都道府県、住民等が同時に行う対応を示したものの。

① 協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、非常体制をとり、速やかに登山者等の避難誘導等を行うとともに、情報収集・伝達を行い、噴火の状況や被害状況の把握などが重要である。

② 情報収集・伝達

住民、登山者等に、火山が噴火したことや緊急退避の呼びかけを速やかに行うことが重要である。

③ 入山規制等

突発的に噴火した直後は、非常に危険であり、入山規制等を速やかに実施し、登山者等の入りを禁止することが重要である。

④ 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

緊急退避は、市町村の指示がなくとも、登山者等、もしくは避難促進施設が自ら、行うことが必要である。緊急退避実施後、入山規制範囲内にいる登山者等を、規制範囲外へ避難させるために、火山活動の状況等を踏まえて協議会等で対応を協議し、登山者等の避難誘導を行うことが重要である。

<地域特性に応じた留意事項>

- ・積雪が予想される火山地域では、融雪型火山泥流が想定されるエリアにおいて、高台や堅牢で十分な高さのある建物への垂直方向の緊急退避の検討が望ましい。

⑤ 緊急退避を行わない登山者等の避難誘導

登山者等のうち、居住地域に近い登山者等は、緊急退避を行わずに、規制範囲外へ避難する場合がある。そのため、火山活動の状況に応じて、協議会等での協議を踏まえ、緊急退避を行わずに避難してくる登山者等の避難誘導を行うことが重要である。

⑥ 避難所等の開設

突発的に噴火した場合、避難してきた登山者等を一時的に收容するために、速やかに避難所等を開設し、登山者等の受入れを行うことが重要である。

⑦ 避難促進施設による避難誘導

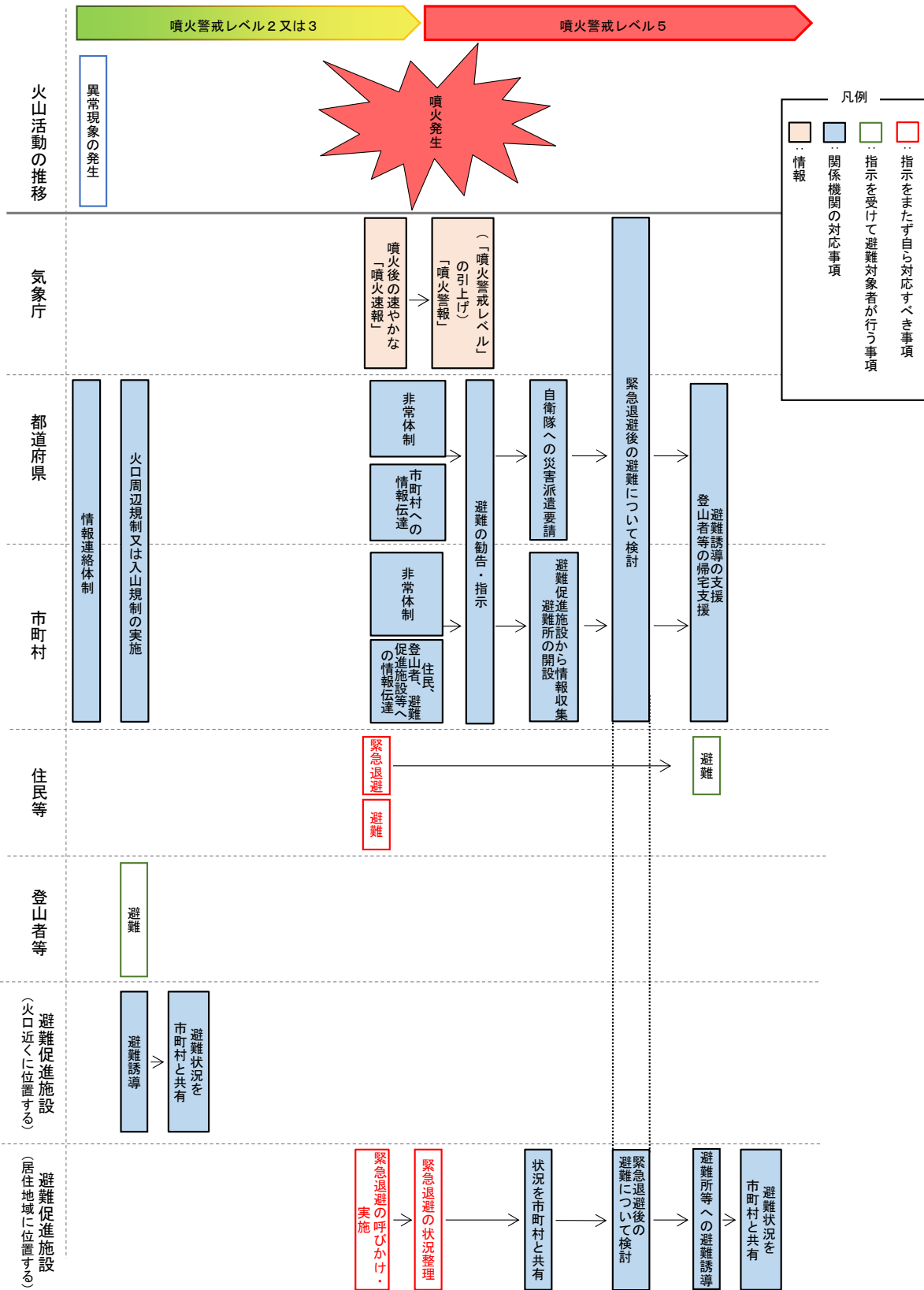
入山規制の範囲内に位置する避難促進施設は、緊急退避実施後、市町村と協議し、また、市町村の支援のもと、火山活動の状況に応じて、避難誘導にあたることが重要である。

(2) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル2又は3→5）

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま、居住地域まで影響を及ぼす噴火が発生した場合、その噴火に伴う火山現象も短時間で避難対象地域に到達する恐れがあるため、速やかな緊急退避の実施や避難指示の周知、住民、登山者等の安全な地域への避難誘導などの対応が重要となる。特に火砕流、融雪型火山泥流が居住地域まで影響を及ぼすと想定されている地域では注意を要する。

次ページの防災対応の流れを参考に、市町村等の対応項目を整理しておくことが重要である。

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合(噴火警戒レベル2又は3→5)



※この図は、火山活動の推移に応じ、市町村や都道府県、住民等が同時に行う対応を示したものです。

① 協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、非常体制をとり、速やかに住民、登山者等の避難誘導等を行うとともに、情報共有や情報収集・伝達を行い、噴火の状況や被害状況の把握などが重要である。

② 情報収集・伝達

住民、登山者等に、火山が噴火したことや避難の呼びかけを速やかに行うことが重要である。

③ 通行規制等

火山現象の影響範囲にある避難対象地域は、非常に危険であり、速やかに避難対象地域への一般車両の流入制限など、住民等の立入りを禁止することが重要である。

④ 住民等の緊急退避とその後の避難誘導

住民等の緊急退避は、火山現象の到達が早く、避難が間に合わない住民等に対して、避難所等までの避難ではなく、近くの安全な建物や高台などの避難場所等へ移動するなど緊急的に行う行動を指す。住民等は、避難に間に合わないと判断した場合、自ら緊急退避を行う必要がある。

<地域特性に応じた留意事項>

- ・ 火口が居住地域の近くに位置する火山地域では、住民も噴石等から身を守るための緊急退避が必要

⑤ 緊急退避を行わない住民等の避難誘導

噴火発生後、避難指示の発令とともに、避難対象地域からの住民等の避難誘導を速やかに行うことが重要である。

⑥ 避難所等の開設

居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、速やかに避難所等を開設し、避難者の受け入れを行うことが重要である。

⑦ 避難促進施設による避難誘導

避難対象地域に位置する避難促進施設は、避難者の状況について市町村と情報共有し、市町村の支援のもと、避難誘導にあたることが重要である。

3. 広域一時滞在等

火山現象が広域に影響を及ぼす場合、住民等の避難が市町村もしくは都道府県境を越えて行われることが考えられる。そのため、広域一時滞在等の必要性の判断や広域一時滞在等の実施に伴う避難手段の確保、行政機能の移転などを行うことが重要となる。

(1) 広域一時滞在等の判断・実施

広域一時滞在等を実施するにあたって、まず、その必要性を迅速に判断し、避難等に関わる機関が連携をとり、対応することが重要である。

- ・ 市町村は、火山現象の影響範囲によって、同市町村内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、広域一時滞在等の体制に基づいて避難を実施
- ・ 避難先市町村等は、それらの要請に応じ、使用可能な避難所等の施設を選定し、都道府県・市町村と情報を共有

<地域特性に応じた留意事項>

- ・ 島しょ部の火山地域では、全島避難が広域一時滞在等に相当

(2) 避難手段の確保

広域一時滞在等を実施する場合、避難のための移動が長距離になることが考えられ、安全かつ円滑に避難させる必要がある。そのためにも、避難者の輸送手段の確保が重要となる。

<地域特性に応じた留意事項>

- ・ 島しょ部の火山地域では、全島避難の場合、船舶による避難が中心となり、合同会議等の場では、海上自衛隊や海上保安庁との連携が重要。また、地域によっては、避難港の指定や船舶の運用において、天候または気象条件が大きく影響することにも留意
- ・ 避難対象地域が海に面している火山地域では、避難手段として船舶を使った広域一時滞在等も考えられ、海上自衛隊や海上保安庁との連携も念頭に、避難者を輸送する船舶の確保や避難港を設定する必要がある場合に留意

(3) 避難先の受入準備

広域一時滞在等では、避難先となる市町村等との受入準備等における連携が極めて重要である。

- ・ 市町村は、広域一時滞在等の対象となる避難者数、要配慮者数などの情報を、都道府県や避難先市町村等と共有し、避難所等の開設・運営について、避難先市町村と協議

<地域特性に応じた留意事項>

- ・ 島しょ部の火山地域では、市町村内の別の島への避難となる場合もある。

4. 救助活動

短時間で居住地域に到達する火山現象や、突発的な噴火の発生では、避難が間に合わず、逃げ遅れ者や死傷者が発生するおそれがある。都道府県からの要請があった場合など危険な状況下での救助活動となるため、活動実施や撤退の判断体制、活動方法、安全管理などが必要である。その判断は、警察、消防、自衛隊等の各機関が行うこととなるが、救助活動を円滑に行い、また、各機関が統一のとれた対応を行えるよう、協力体制を構築することが重要となる。

(1) 救助活動の体制

① 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置等

要救助者の通報等を受けた場合、速やかに救助を行うため、活動の体制として、合同調整所等を設置するなど、体制を整えることが重要である。

② 救助活動への支援体制

救助活動を行うにあたっては、火山や火山地域に詳しい関係機関の職員、火山専門家、山岳ガイド等による支援が重要である。

③ 活動基準の設定

救助活動を行うにあたって、二次災害を防止するための活動基準を設定しておくことが重要である。

④ 救助活動の範囲

救助活動を行うにあたって、二次災害を防止するため、活動が可能な範囲を設定することが重要である。

⑤ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

救助活動中の異常現象や噴火の発生等に備え、一時的に退避もしくは避難できる場所を確認・設定しておくことが重要である。

(2) 住民等の救助活動

① 要救助者情報の把握

居住地域における逃げ遅れ者等の有無を把握するため、住民等の避難者の確認、要救助者情報の収集・確認方法、各機関による情報共有が重要である。

② 搜索・救助活動

救助活動を行う場合、二次被害を防止するために、救出ルートなどを定め、安全管理体制を確保し、活動することが重要である。

(3) 登山者等の救助活動

① 要救助者情報の把握

火口近くにいる登山者等において、要救助者の有無を把握するため、要救助者情報の収集・確認方法、各機関による情報共有が重要である。

② 救助活動

火口近くにおいて、救助活動を行う場合、二次被害を防止するために、救出ルートや要救助者の一時的な搬送場所などを定め、安全管理体制を確保し、活動することが重要である。

(4) 医療活動

火山災害においては、噴石や火砕流等による負傷者の発生が考えられるため、市町村、都道府県等による医療活動が重要となる。

- 市町村、都道府県は、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を依頼

5. 災害対策基本法に基づく警戒区域

警戒区域とは、災害対策基本法第 63 条において「災害が発生又は発生が予想される場合に、住民、登山者等の生命・身体への危険を防止するために、一般市民の立ち入りが制限・禁止される地域」と定められており、市町村長が設定することができる。

火山災害において、噴火が切迫している又は噴火が継続中である場合、住民、登山者等が避難した後の避難対象地域に対して、住民、登山者等が立ち入ることによる被害発生を防ぐためにも設定することが重要となる。

6. 報道機関への対応

噴火時等の必要な情報に関する広域的な周知活動では、報道機関の役割が不可欠であり、報道機関との連携が重要である。

一方で、報道機関からの取材が殺到し防災対応に支障が出たり、不正確な情報が報道で流れたりすることもあり、定期的な記者会見の設定や窓口を一元化した正確な情報発信に努める必要がある。

- 報道機関への情報提供にあたっては、協議会の事務局等を窓口として一元化し、協議会（または合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信し、観光関係団体・観光関係事業者等とも情報共有

- また、必要に応じて、協議会の事務局と気象庁等、関係機関が合同で記者会見を実施
- 市町村は、市町村としても報道機関対応の窓口を設置

第4章 緊急フェーズ後の対応

1. 避難の長期化に備えた対策

避難が長期化するにともない、避難者の不安や負担が増大する傾向にある。避難者の不安や負担を軽減するために、避難者への支援活動、避難所等の環境面への配慮などが重要となる。

＜地域特性に応じた留意事項＞

- ・ 島しょ部の火山地域では、島から別の島への避難を行う場合、避難先の島においても、物資の備蓄や流通在庫に限界があることも考えられ、避難生活が長期化する場合を想定して、物資輸送が継続的に行われるよう体制を構築しておくことが必要

2. 風評被害対策

火山周辺は、雄大な景観や温泉に恵まれ、有数の観光地となっているところが多い。火山活動が活発化した際には立入規制が行われるが、立入規制区域外の、本来、観光客等の受け入れが可能な地域においても観光客の減少や宿泊のキャンセルなどが起こり、観光地として大きなダメージを受けるおそれがある。このような風評被害への対策についても、あらかじめ検討しておく必要がある。

地域のダメージを少しでも軽減させるためにも、風評被害対策は重要となる。

3. 避難指示等解除、一時立入等の対応

規制や避難、またその解除や範囲の縮小は、基本的には、噴火警戒レベルに対応して行われることになる。しかし、火山活動が続き、噴火警戒レベルが継続する中でも、噴火の発生位置や火山現象の影響範囲等を見極め、規制範囲の縮小や避難指示等の解除の可能性を協議会等で検討し、その実施に向けて取組むことは、住民等の生活や地域の経済活動の早期回復のためにも、特に重要な対応である。

(1) 避難指示等の解除について

避難指示等の解除とは、火山活動の状況等から安全が確認された場合、避難対象地域に発令されている避難指示等を解除することである。避難指示等の解除を円滑に行うため、解除のための判断体制や手順を定めておくことが重要である。

＜地域特性に応じた留意事項＞

- ・ 島しょ部の火山地域では、地域周辺の海域の調査や当該の島までの輸送、港の安全確認などを行うために、海上自衛隊や海上保安庁との連携が必要となる場合に留意

(2) 規制範囲の縮小又は解除

規制範囲の縮小とは、火山活動の状況等から安全が確認された場合、入山規制や警戒区域を設定している範囲を縮小することであり、規制範囲全体を解除する場合もある。

規制範囲の縮小又は解除を円滑に行うため、規制範囲の縮小・解除のための判断体制や手順を定めておくことが重要である。

＜地域特性に応じた留意事項＞

- ・ 島しょ部の火山地域では、地域周辺の海域の調査や当該の島までの輸送、港の安全確認などを行うために、海上自衛隊や海上保安庁との連携が必要となる場合に留意

(3) 一時立入について

一時立入とは、避難対象地域や警戒区域内に居住する住民等が、自宅の片づけや貴重品の持ち出

し、生業の維持などのため、一時的に避難対象地域や警戒区域に立ち入ることである。

一時立入にあたっては、現地調査の実施や一時立入者の情報管理、安全を確保するための警戒体制や情報伝達システムの確保、立入時間などを協議する体制構築が重要である。

<地域特性に応じた留意事項>

- 島しょ部の火山地域では、一時立入地域周辺の海域の調査や当該の島までの輸送、港の安全確認などを行うために、海上自衛隊や海上保安庁との連携が必要となる場合に留意

1. 防災啓発と学校での防災教育

火山地域には、そこに暮らす住民や火山地域を訪れる登山者等がいる。それぞれに立場や火山に対する意識の違いはあるが、火山は噴火災害だけでなく、多くの恵みをもたらしてくれていることなど、「火山について正しく知る」ことを防災啓発・防災教育の基本とする。

わが国は火山国であり、火山地域に暮らす住民だけでなく、火山地域以外も対象とし、普段から広く火山についての防災啓発・防災教育に取り組むことが重要である。

(1) 住民等への防災啓発

火山地域に暮らす住民の防災意識を向上させることで、市町村等が取り組む防災対策への理解が深まり、噴火時等において円滑に避難誘導等を行うことができる。

そのためにも、火山防災マップの作成と周知、防災講演会などの取組を積極的に進め、防災意識を向上させることが重要となる。

(2) 登山者等への防災啓発

火山地域を訪れる登山者等においては、そこが活火山であることを知らず、噴火時等のリスクや防災対応について理解が不足している人たちが多くと考えられる。特に、突発的に噴火した場合などでは、自らの判断で、緊急退避など身の安全を確保するための行動をとる必要があり、そのためにも、火山の知識、噴火時等のリスクや防災対応について、知ってもらうことが重要である。

- ・ 協議会の構成機関は、登山届等の提出について促進

(3) 学校での防災教育

児童・生徒を対象とした学校での防災教育も重要である。火山地域全体の防災意識の向上にもつながる。

- ・ 市町村は教育委員会と連携し、教職員に対する火山防災の研修を実施

2. 防災訓練

噴火時等に、避難等の防災対応を円滑に、かつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、各機関が、住民等の避難誘導におけるそれぞれの役割を確認し、避難計画に習熟しておくことが重要である。また、訓練を通じて、避難計画の内容や防災体制等の有効性を検証し、常に見直しを行うことも重要である。